

合格者各位

「東日本大震災」、「広島市における平成26年8月豪雨」、「熊本地震」、「平成30年7月豪雨」、「北海道胆振東部地震」又は「令和元年台第19号」で被災された合格者の入学料減免について（お知らせ）

広島市立大学では、「東日本大震災」、「広島市における平成26年8月豪雨」、「熊本地震」、「平成30年7月豪雨」、「北海道胆振東部地震」又は「令和元年台風第19号」の被害状況等に鑑み、特例措置として、該当される方には入学料を減免することとしました。入学料の減免を希望される方は、下記をお読みになって必要な手続を行ってください。

1 対象者及び申請に必要な書類等

(1) 東日本大震災

対象		確認書類
東日本大震災における災害救助法が適用されている地域で被災した志願者で、右のいずれかに該当する者	主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合	り災証明書
	主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合	死亡又は行方不明を証明する書類
2019年4月1日現在で、居住地が福島第一原子力発電所事故により、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された者		被災証明書

(2) 広島市における平成26年8月豪雨

対象		確認書類
広島市において「平成26年8月豪雨」により被災した志願者で、右のいずれかに該当する者	主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊（床上浸水を含む。）、流失した場合	り災証明書
	主たる家計支持者が死亡の場合	死亡を証明する書類

(3) 熊本地震

対象		確認書類
熊本地震により被災した志願者で、右のいずれかに該当する者	主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊（床上浸水を含む。）、流失した場合	り災証明書
	主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合	死亡又は行方不明を証明する書類

(4) 平成30年7月豪雨

対象		確認書類
平成30年7月豪雨により被災した志願者で、右のいずれかに該当する者	主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊（床上浸水を含む。）、流失した場合	り災証明書
	主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合	死亡又は行方不明を証明する書類

(5) 北海道胆振東部地震

対象		確認書類
北海道胆振東部地震により被災した志願者で、右のいずれかに該当する者	主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊(床上浸水を含む。), 流失した場合	り災証明書
	主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合	死亡又は行方不明を証明する書類

(6) 令和元年台風第19号

対象		確認書類
令和元年台風第19号により被災した志願者で、右のいずれかに該当する者	主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊(床上浸水を含む。), 流失した場合	り災証明書
	主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合	死亡又は行方不明を証明する書類

2 減免金額

入学料の全額又は半額

3 申請手続

【重要】 入学料の減免を希望される場合は、大学から審査の結果が通知されるまで、入学料の振込をしないでください。

- ① 本学所定の申請書は、本学ウェブサイト【トップページ (<http://www.hiroshima-cu.ac.jp/>) > 入学案内>学部入試情報】からダウンロードしてください。ダウンロードや印刷ができない場合は、郵送しますので、下記まで連絡してください。
- ② 本学所定の申請書に必要事項を記入し、確認書類と合わせて、入学手続書類に同封して提出してください。なお、入学手続書類の一つとしている「入学料振込証明書貼付カード」の提出は必要ありません。
- ③ 本学において提出された申請書類を審査し、結果を通知します。
- ④ 審査の結果、入学料の全額又は半額の納付が必要になった場合は、審査結果と合わせて納付方法等について通知します。

4 申請期間

入学手続期間：2019年12月9日（月）から2019年12月13日（金）まで（最終日は午後5時必着）

※ (6) の申請区分について、申請期間に確認書類が取得できない場合は2019年12月13日（金）までに必ず下記お問合わせ先にご連絡ください。

【提出先及びお問い合わせ先】

広島市立大学事務局入試グループ

〒731-3194 広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号

TEL 082-830-1503

FAX 082-830-1656

E-mail nyushi@m.hiroshima-cu.ac.jp